

第30回 町田市景観審議会専門部会 会議録

日時	2017年11月17日(金) 午前10時～午前12時
場所	町田市役所10階10-2, 3会議室
出席者	〈委員〉(敬称略) 田口敦子、佐藤正志、渥美益明(3名) 〈事務局〉地区街づくり課職員(6名)
傍聴者	2名

- 会議内容
- あいさつ
 - 会議の成立(定数確認・欠席者の報告)、会議の公開に関する報告(傍聴者報告)
 - 調査・審議事項
 - ・議題 町田市景観計画に基づく町田市屋外広告物ガイドライン(案)について

- 配布資料
- 次第
 - 資料 第29回町田市景観審議会専門部会 議事概要

■議事

- あいさつ
- 町田市景観審議会規則第6条第2項の規定による会議の成立に関する報告(専門部会委員の半数以上の出席により、会議の開催について成立)
- 「町田市審議会等の会議の公開に関する条例」第3条の規定による会議の公開に関する報告(傍聴者2名)
- 調査・審議事項
 - ・議題 町田市景観計画に基づく町田市屋外広告物ガイドライン(案)について

【事務局】 (次第2-1「前回議事の確認」、2-2「ガイドライン(案)について」を説明)

【事務局】 ガイドライン(案)について、本日欠席された委員からのご意見を報告する。
「6ページ(1)『ガイドラインの位置づけ』で、東京都屋外広告物条例との関係についての説明がもう少しあったほうがよい。屋外広告物を掲出しようとされる方、屋外広告物を作成される事業者の利用が想定されると思うので、冒頭で少し丁寧に記述したほうがよいと思う」というご意見。
「15ページ(1)『映像広告』の2つ目文章『東京都内では音・明るさ・内容などに配慮して設置されています』とあるが、町田市も都内なので、どのような配慮がどこで行われているか具体的に記述してはどうか」というご意

見。

「4章全般で、各ゾーンの現状が写真とコメントで構成されているが、課題となる事例は文章のみの表現となっている。市内の事例を課題のある屋外広告物として取り上げるのは難しいと思うが、他都市の事例写真なども掲載は難しいか」というご意見。

「28ページ『にぎわいゾーン』、33ページ『町田駅前通り』において、歩道上の広告物設置について、法令順守の問題ではあるが配慮事項の表中でも言及したほうがよいと思う。」というご意見。

「同じく『にぎわいゾーン』と『町田駅前通り』において、某ドラッグストアのように建物の色彩自体が広告物の一部をなしているケースについても言及してはどうか。建物の色彩の問題として取り扱うと思うが、ガイドラインでも言及してよいのではないか」というご意見の以上5点。

【部会長】

11ページのピクトグラムに関連して、コラムの標準図記号の※書き「公共サインであり、商業サインではありません」という文章は良くない。標準図記号は主に公共サインに使われるものであり、商業サインに使っていけないわけではない。公共サインのためにつくられたものであるため、文章を見直した方がいい。特に商業サインは大きなショッピングビルで使うことはあるが、個人商店では使わないため、「主として公共サインに使われるものであり、商業サインには義務ではない」という言い方のほうがいい。

【委員】

8ページ右下の絵の中の「誘導・支援」という言葉は、「支援」ではなく「応援」ではないか。

各コラムの背景色が2章までは同じ色だが、3章16ページ、18ページではグリーンがかった色に変わっている。何か理由があるのか。

4章以降にはコラムがない。23ページ下の右に「地色」の説明を※印で紹介しているが、※印が本文中にないため、全体のコラムとしたほうがいいのかと思う。

【事務局】

地色については、ゾーン全体の配慮事項の表「色彩」に「色数をできるだけ抑え、地色を自然と調和する」、「大規模な屋外広告物の設置」に「地色は高彩度色を避け」という文章があるので、その文中に※印をつける。

【部会長】

地色の文章が他のページの配慮事項にもあればコラムにしたほうがいいのかもしれない。このページのみであれば、※印をつければいい。

【委員】

地色という言葉が文中に出てくるかどうかである。

【部会長】

この言葉が他にも出てくるのであればコラムにして共通事項とすればよい。コラムの色を変えた理由は何か。

【事務局】

目次の各章の色と合わせるために色を変えている。

【部会長】

第2章が暖色系のベースで、第3章はグリーン系のベース。

【委員】

第3章のコラムは1カ所のみで、4章、5章にはない。

【部会長】

コラムは全ページに渡って共通の考え方として表現したほうがわかりやすい。

【委員】

23ページ上段「ゾーン全体」の表の「照明」の文章「住宅地では深夜帯には消灯するなど住環境に配慮します」の表現は当たり前のことだと思うが、

もう少し踏み込んで書いたら何か問題が起こるのか。例えば「深夜帯は照度を落とすなど」「住宅地では消灯するなど」の表現まで踏み込んでもいい気がする。今は昔の照明と違って、照度を落としたり消灯したりすることは簡単になった。昔は、放電灯を一旦消すと点くまでに時間がかかり、タイマーなどのコストも大きかったが、今は簡単にLEDを点けたり消したりでき、照度を落とすコストも小さくできるので、やるべきではないかと思った。法令との関係でそこまで踏み込んで書く必要があるかどうかは、皆さんにも聞きたい。

【部会長】 「消灯するなど」の「など」がついているが、消灯しなさいとは言っていない。法令との関係はあるか。

【事務局】 点滅や、照度が高いものは環境的に良くない。屋外広告物条例では、場所によっては点滅を禁止している。

【部会長】 点滅は元々禁止であるので、点滅灯について考えることはない。問題は消灯などではなく、「照度を落とすなど」の文言まで書いたほうがいいのかどうかである。26ページの住まい共生ゾーンも同じ文言だが、差をつける言葉にするということ。丘陵地ゾーンがこのままであれば、住まい共生ゾーンの文言を強めるか、あるいは項目を増やすか。

【事務局】 丘陵地ゾーンと住まい共生ゾーンでゾーン分けしているが、丘陵地ゾーンは北部丘陵などの丘陵地だけでなく、多摩境駅や相原駅、住宅街、商業地も含まれていて一概に言えないため、住宅地だけを特定の対象として照明について配慮するチェック項目を載せている。住まい共生ゾーンも同じく、駅近の商業施設や住宅地も含まれ、様々な生活の形態が含まれているので、住宅地に対象を絞り込んで消灯とし、厳しくした。

【部会長】 消さなくてもいい。消すのではなく明るさを抑さえることを書くのはいいかか。

【事務局】 選択が可能な書き方をするということか。

【部会長】 併記でつなげて書いておくだけでいいのかもしれない。

【事務局】 商業施設等に調光式の照明機能がついていないとできないので、選べるようにしておけばまだ幅がある。照度を落とすというだけにしてしまうと、実現性という部分で難しくなる。

併記にして、選択できるような形にするということか。

【部会長】 それについては検討してもらおう。

【委員】 法令ではそこまで書いてないということか。

【事務局】 消灯については書いてない。

【委員】 33ページ、町田駅前通りでボウリングのピンの広告の写真があり、一番下の行に「町田駅方面に向けて数多くの広告物が掲出されており、特に高層階の広告物で過度な表現や大きさのものが見られます」とある。これは「良くない」という表現だと思うが、写真を見るとボウリングのピンがそっくり見えてしまい、文章と絵を見るとこの広告は悪い例に見える気がするが大丈夫か。

- 【部会長】 特に悪い例は、通常パソコンで処理をして名称が見えないようにすることが必要。悪い例の写真も入っていていいわけだが、明らかに名称がわかるようなものは問題である。名称は簡単に処理できる。
- 【委員】 このピンは処理できないと思った。
- 【部会長】 ピンも差しかえることも可能であり具体的な形を持っているものをはめこめばいい。この文言はとても大事で、広告物はほとんど駅に向いている。駅は利用者動線の1つの大きな核になるため、そこから見えるようにすることは非常に重要である。
- 【委員】 悪い例を出すのもすごく重要なことだと思う。
- 【部会長】 これは悪い例で出しているのか。
- 【事務局】 現状である。良い、悪いを写真で評価しているつもりはない。
- 【委員】 文章を読むと評価しているように感じやすいが大丈夫か。
- 【部会長】 画像処理を考える必要はある。印刷後に抗議が来ると大変である。
- 【委員】 4、5ページの写真下のキャプション「何々との調和に配慮しています」「何々のにぎわいを出しています」「演出しています」「まとめています」などがどれでも当てはまる気がして、統一感がない。ガイドラインの中にこれらの言葉が写真下にたくさん出てくることに対し、初めて読んだ人間がどう感じるか、疑問に思った。
- 過去に市の景観ガイドラインの中で色彩ガイドラインを出している。色彩が重要な配慮事項に出てくる中、23ページ、色相環がマスの中で出てきているが、どこかでまとめてわかりやすく1ページくらい色彩の基本を載せ、市民の方もわかるガイドラインの完成版にできないかと思っている。
- 【部会長】 屋外広告物のガイドラインには色彩をたくさん入れるわけにはいかない。4ページ、屋外広告物ガイドラインの横に色彩ガイドラインがある。ここに例えば屋外広告物についての色彩基準もここに設けられているという文言が1つあってもいいのかもしれない。
- 色彩については、地色、高彩度基調という言葉があり、コラムに地色と伝えるべき情報の表記の関係を、絵で入れておいていいのかもしれない。32ページの色彩で、推奨すべき色が出てきてしまっている。この色を使いなさいというのも危険だが、その上の「光沢感のない質感や、木材などによる伝統的な表現」という言葉がよくわからない。コンクリートやガラスも全部素材色になるが、対して色を載せるペインティング、色彩の扱いは大きくこの2つに分かれる。一番の問題は素材色を使いましょうということで、「伝統的な表現」という言葉がわかりにくい。確かに江戸時代までは素材色がほとんどであり伝統的とも言えるが、素材色という言葉がないと「伝統的な表現」につながらない。参考として出ている色も元々が素材色である。色彩については、ガイドラインとの関係を明解にするように。
- 【委員】 事業者が相談に来たときに行政が指導する中で、色彩ガイドラインのことを明確にしたほうがいいと思った。
- 【部会長】 東京都景観計画にも色彩のことが書かれているが、そういったものとの関係

性についての解説文が必要かどうかも考えてほしい。2冊両方を持って動かないといけないが、色彩ガイドラインは環境色彩の問題であり、建物の色がかなり大きく規定されている。屋外広告物ガイドラインの中に色彩のことを多く組み込むのではなく、こちらをもっと見てくださいという意図も必要。

【委員】

事業所の写真は悪い事例ではなく良い事例として「配慮しています」「演出しています」と紹介しているので、行政が作るガイドラインとして許可は必要ないのか。

【事務局】

許可を取る予定である。

【部会長】

悪い事例は名前を画像で処理するので、当事者に聞いたら「困ります」と言われるに決まっている。悪い例の場合は、名前を消して周辺の風景も少し画像処理でわからなくすることも大事だと思う。キャラクターの図に差し替えることは必要かもしれない。

28ページ「目指す景観のイメージ」で、「にぎわいゾーン」の右上の写真4つのうち左上は、街並みをどうつくっていくかについての良い事例なのだろうが、屋外広告物の事例としては必要ないかもしれない。フラッグの写真は見上げたときの景観なので、背景の樹木は大事である。右の写真は樹木が主体の写真ではないことがわかるので問題ない。左上の写真は、明らかに街路樹を念頭に置いてこの景観をつくっており、写真としては屋外広告物が見えにくい。町田市がこういう事例として見せる場合には、ほかの写真があるとよい。同じ千代田区の秋葉原で良い事例はないか。千代田区は、ここと大丸有と秋葉原でまちづくりを行っており、特に屋外広告の景観の問題には力を入れている。

【委員】

樹木のまちづくりの写真のような感じがする。

フラッグは広告ではないのか。

【部会長】

フラッグはイベント広告であり、全て第三者広告である。大丸有は下にロゴが入っている。今後はこのようなクライアントのあるフラッグの掲出が増えていくと思う。

【委員】

29ページの写真、創業100年以上の店舗とパチンコ店の写真が一緒になっているのは気の毒だと思う。パチンコ店は既に撤退してしまっており現在広告物がない。老舗の店にとってイメージが悪いと感じた。

【部会長】

現在営業していないところの写真は外さないといけない。これを良い例で読まないと思う。ただ、この通りらしい景観である。屋外広告物がつくる独特の景観ということで、昭和の匂いがある。100%悪い例とは思わない。

【委員】

現状でこの中に良いものと悪いものがあるのだと想像させるという感じだろう。

【部会長】

重なり合うという言葉は、実際に看板が重なっているわけではなく、広告物が視覚的に重なり合っていると入れたほうがいい。物が重なっているように読める。

写真に置き看板がたくさん写っているが、公道ではなく民地に置いているか。

【事務局】

敷地内に置いている。

- 【部会長】 34ページ「色彩」で「色数をできるだけ抑え、鮮やかな色彩を用いる場合は使用面積を抑えるなど印象に残りやすい表現とします」とあるが、こうすると印象に残りませんというのは合わない。そうすることが印象に残るわけではないため、文言を考えてほしい。「色の使用面積を抑えることをしながら、だけれども印象に残るように」というのならわかる。ただ使用面積を抑えることで印象に残るとするのは、イコールでは絶対ではない。
- 【委員】 7ページ「ガイドラインの対象」に店頭装飾も含まれると書いてある。例えば某ファーストフード店のキャラクター人形はこれに該当するのか。
- 【部会長】 店頭装飾と置き看板は別であり、立看板がある。載っている絵は開店お祝いの花輪である。これは壁面利用広告になるか。
- 【事務局】 都条例では、店頭装飾をクリスマスなどの一時的なイベントなどに合わせて店頭に飾られるものとしており、先ほどのキャラクターなどの置物は立看板に入れている。
- 【委員】 カニが動くものは壁面広告か。
- 【部会長】 そうである。歩道まで出ている置き看板は禁止のため、7ページに載っていない。
- 【委員】 キャラクター人形を店の前に出すのは禁止か。
- 【部会長】 民地では問題ない。全て公道との関係である。
壁面や屋上は、公道上には乗っていないが、見える位置として景観上問題があり、制限をしている。
- 【委員】 車体利用広告で、ルーフトップに人形を乗せて走っているものも最近見る。
- 【部会長】 アドカーと呼び、ここには該当せず屋外広告物条例では対応できない。道路交通法で認められてしまうと何も対処できない。
- 【委員】 ぬいぐるみを着てチラシをまく人も同じだろう。
- 【部会長】 いわゆる昔のチンドン屋さんと同じ。
- 【委員】 警察の許可を取っていればいいのか。
- 【事務局】 道路法の問題となる。
- 【部会長】 道路使用だけの問題で、アドカーも警察の許可を得ればよい。トラックは改装しても警察が承諾すればいいだけである。
- 【委員】 ビラまきも同じであるか。
- 【部会長】 道路使用許可を得られればよい。
これまでの意見を整理する。
8ページ、「支援」という言葉を全部「応援」に統一するという確認。
コラムのみ背景に薄く地色を載せているが、地色の統一をしてほしいということ。
23ページの地色、高彩度色は、コラムとして扱う。
23ページ、照明について、深夜帯は消灯するなどという意見が出たが、言葉をつけ足す必要があれば、足してほしい。消灯などということでは理解できるか、あるいはもう少し言葉があればもっといろいろな対応ができるということの意味を込めてほしいということ。

28ページの千代田区の写真に対する考え方。削除してもいいのではないかと
いうこと。

33ページの町田駅前の写真について、代表的な写真の例として悪い例は写真
の処理を考えてほしい。悪い例はあちこちに散見されるため、下の文言との関
係で問題があるということが理解されるようなものであれば、画像を何らかの
処理をしてほしいということ。

【委員】 下の文言を変えれば、目立たないと思った。特に「高層階の広告物」という
言葉が目にとまってしまったが、「高層階の」を外して「広告物の中には過度
の表現や大きさのものも見受けられます」という文章に変えてしまえば、「こ
こがちょっと」と思う確率がぐんと下がる。

【部会長】 文言を変えたほうがいいのか、写真の問題にするかは議論いただきたい。「高
層階」というのは非常に重要である。駅前の問題で、高層階という言葉を残
してどう文言にするかは、かなり難しいかもしれないがいかがか。事務局に
今回お預けするか、結論を出して文言は変えないか、画像処理をするか。

【事務局】 現状として知ってもらいたい、改めて見てもらいたいというのがあり、文章
を直したいと感じるが、処理をするのであればそうしたいところもある。委
員の方々に議論いただき結論を出していただきたい。

【委員】 この文章のままではまずいか。

【委員】 悪い悪くないというのは断定できなかった。絵と文を見たときに「ここは悪
い例で出しているのだな」と紐づいてしまった。ここにはピンがあり会社が
すぐわかってしまう。相手はどう思われるのだろうかと思った。現状を出して
いることについては全く異議がない。相手がもしそう思って、市役所に何か
言われたときには困る。もし全く問題がなく相手がそう思わないのだったら
放置しても構わないと思う。

【部会長】 画像処理をすることで抗議も来ないのではないかと思う。

【委員】 画像処理はどういうことをするのか。

【部会長】 名前をぼやかす。

【委員】 名前を消す。ボウリングのピンを消す。

【部会長】 名前を消してもボウリングのピンがあれば、どこかわかってしまうのでほか
のキャラクターに差しかえる。

【委員】 そういうことをすると、ますます過度の表現の悪い広告ということになる。
純粋にこのままでいいのではないかと思う。ますます悪いイメージで捉えさ
せてしまう。

【部会長】 悪い例の場合は、名前を全部消してしまう。

この場所の高層にいろいろな広告があるということだけでいい。この広告が良
い悪いを言っているのではなく、駅前の高層ビルが集まるところの広告景観が、
こうなりがちだということを言いたいだけで、名前はなくても大丈夫。町田駅
前のあそこだということがわからないように名前は全部消すという考え方。

【委員】 よくわからない。この写真で、ピンが立っている高層階の広告物は過度の表
現であるという表現をしている。

現状東京都の中でも町田市の中でも、広告物としては過度の表現に値するだろう。そのままがいいと思う。写真を撮った中の一部として過度の表現、大きさのものが見られますというのが、屋外広告物の現状の説明書きのため、あえて「ボウリングのピンは」ということではない。良い事例写真を各事業所に確認するわけである。行政は悪い事例は確認するのか。

【事務局】 まち並みとして見ているところはお断りしない。個別に店舗がわかるように撮っているものは確認する。

【委員】 特に町田駅前が景観形成誘導地区にもなっている。その中に高層の過度の大きい表現の広告物が見られるという表現はもう少し和らげてもいいと思う。このままでもいいという気がした。逆に眺めとしていい目印になる。

【部会長】 こういうものはランドマークとも言う。その場所性をシンボリックにあらわすものと捉える。場合によっては抗議も来る。景観の中にたくさんの店舗が入っているのでお断りできない。ただ1店舗から「悪い例で使われていると思われるので、やめてください」ということがないわけではない。写真を画像処理せずに文言を少し和らげるということも考えてほしい。

【委員】 画像処理をすると、かえってそこが目立つ。これはやはり過度の表現なのか。

【部会長】 できるだけ低層に設置すると言っている中で、上までずっと広告がついているのはやはり過度だという考え方をする。大体どの自治体の駅前も、駅前というのはかなり上までつけてしまう。時代としてはもう少し低層を中心に考えてくださいということはある。色彩、表示、デザイン上の問題よりも、むしろ掲出の場所の問題である。

あまり写真を使うということに対して神経質にならなくていいのではないかとのご意見をいただいた。そのことを踏まえ、言葉は少し和らげて対応してほしい。ただ、無くなった店舗については、画像から外していただきたい。

11ページのピクトグラムは、下の※印の文章を「主として公共サインに使われるものであり、商業サインではこのデザインに限らない」と直す。公共サインは変えてはいけないもので、必ず使わなければいけないもの。ただ、まだ昔のものと併用されていること、ピクトグラムは絶対変えてはいけないものと、変えていいものがあり、そこまで説明し切れないため、こういう言い方をしてほしい。

小野路の配慮事項で、「木材などの素材色による伝統的な表現」を入れてもらう。素材を使いなさいと言っているのではない。

34ページ色彩の「使用面積を抑えるなど、印象に残りやすい表現」は、「抑えるなどしながら印象に残るように」デザインしてくださいという言葉にする。

【委員】 35ページ、多摩境通りの広告物の現状では「一部には歩行者よりもドライバーへのアピールのため、過大なものや派手な色使いのものが見られます」と書かれているが、「良い表現ではない」という先ほどの大型のピンの話と同じことであり、結果いいのではないかと思う。

【部会長】 この写真は悪い例ではないか。

【事務局】

悪い例ではない。

【委員】

言葉も「派手な色使いをしている」というのは、あまりいい言い方に聞こえないが、これを残すのなら町田駅前通りの文言もそのままでもいいではないか。

【部会長】

審議会までの調整については、事務局と部会長で進め、次回の景観審議会で報告させていただく。

— 了 —